

札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案  
令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

会計年度任用職員の様々な任用形態や任用手続に応じて、そのサービスの宣誓について別段の定めをすることができるようにするため、本案を提出する。